知調一発第 68 号 平成 21 年 1 月 19 日

農林水産大臣 石破 茂 殿

全国知事会農林商工常任委員会 委員長 神奈川県知事 松沢 成文 (公印省略)

「農地改革プラン」について(申し入れ)

平成20年12月18日付けで「農地改革プラン」に関し、地方自治法第263条の3に基づく情報提供があったところである。農地の確保・有効利用の促進については、異論が無いところであるが、その具体的内容については、疑問を抱かざるをえない。

すなわち、今まで都道府県知事の判断でできたことについて、新たに国の「指示」を設けることは、地方分権の観点からのみならず、これまでの、国による一律的な農業政策を見直し、消費者や生産者の要請に応えた農業の充実に向け、現に、地域に密着した農業政策に取り組んできているという観点からも、時代に逆行するものであり、全国知事会として下記のとおり意見を申し入れるものである。

記

1 2 ヘクタール以下の転用許可に関する国の指示

全国知事会では、「2へクタールを超え4へクタール以下の農地転用における大臣協議の廃止」、「4へクタールを超える農地転用の許可権限の都道府県への移譲」を求めており、2へクタール以下の転用許可に対して「国の指示」を新たに設けることは、反対である。

2 農用地区域からの除外の厳格化及び農用地区域への編入促進

全国知事会では、「市町村が農業振興地域整備計画を定めるときの都道府県知事への協議・ 同意の義務づけの廃止」を求めており、国が地方の裁量権を狭めるような基準を設けることは 反対である。

3 農用地区域内農地の確保に向けた国の指示等

全国知事会では、「都道府県が農業振興地域整備基本方針を定めるときの農林水産大臣への協議・同意の義務づけの廃止」を求めており、これに対して「国の指示」を新たに設けることは、反対である。